

はじめに

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで通りの運営が困難になっただけではなく、利用者の余暇活動等においてもほぼ全てが中止となり、多大な影響を受けた一年となりました。また、予防対策に重点を置かざるを得ない状況において、様々な活動を自粛した結果、法人全体の活動を外部にPRする機会も減少し、利用者数も増えることはありませんでした。しかしその一方では、就労継続支援B型の利用者が在宅にいながら就労訓練を受けることが可能になったこと、各種研修等はオンラインが中心となる等、従来よりも柔軟で便利な流れが定着しつつあります。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響は当面継続すると思われます。その中で“高齢化”や“人口減少による福祉人材の不足”だけでなく、その他の社会的な課題についても、新しい生活様式の中、スピード感を持って対応することが社会福祉法人に求められる役割という認識のもと、事業計画を作成しました。

パン班の活動終了と今後の展開について

令和2年度は、毎週火曜日の一般販売を中心に行い「利用者が関わるパン班」を意識しながら、食パンとコッペパンのアレンジメニューを販売していました。近隣の地域住民の皆さんにも認知していただき、楽しみにしてくださるリピーターのお客さまもいらっしゃいました。しかし、固定されたメニューではなく、新しいメニューの開発や売り場展開、利用者が関わるための工程の細分化、新規顧客獲得のための広報活動等、ゼロから考えることが多い業務に切り替わったことで、製造技術を持った職員が負担と感じ、ご本人のもともとの退職希望とも重なったことから、パン自体を製造することができなくなりました。このことから、特殊な技術を持つ職員とスキルの高い利用者が求められるパン製造については、就労継続支援B型の作業として継続することは困難と判断し、パン製造自体は終了することとなりました。しかし、おいしい食べ物は地域の方と利用者を自然な形でつなぎ、良好な関係性を構築しやすくなります。そのことが、障害のある利用者の社会参加を促すことになるという手応えを強く感じているため、今後はパン製造ほど特殊な技術を必要とせず、誰もが関わりやすい「焼き菓子」を中心にメニュー開発を行い、秋口には販売を再開できるよう取り組みます。また、焼き菓子だけではなく、利用者が描いたイラストや雑貨等の商品開発も行い、広報活動にも力を入れることで、利用者の工賃向上や生きがい・やりがいにつながる活動となるよう取り組みを進めます。

生活介護の活動内容の充実（外部講師の導入）

生活介護の利用者は、一律に同じ活動内容に取り組むということは難しいため、創作活動や体力作りは、個々の障害特性に合わせて個別支援が中心となっています。しかし、個別支援が多くなると、創作活動や体力作りの活動内容は単調なものになりがちで、活動内容を検討することより支援を検討することに多くの時間を要する生活介護職員の負担になっていました。そのため、令和3年度より、月1回は外部講師（絵画指導：今村雄太氏／体力作り：RSS代表・手登根雄二氏）に依頼し、活動内容を充実させていきます。絵画指導においては、今村氏との展示会（8月予定）や利用者が描いたイラストを販売物として展開する予定です。また、運動指導では、保護者からの要望が強い体力増進や体重減につなげていけるよう取り組みます。さらに、外部講師に依頼することで充実した活動内容を、広報活動において積極的に外部にPRしていくことで、より多くの利用者に選ばれるサービスとなるよう努めます。

グループホーム（共同生活援助）について

保護者の高齢化に伴い、地域生活をサポートするグループホームの需要は更に高まっています。知的障害のある方を主に受け入れている大樹会においては、夜間支援を必要とする利用者の割合が高くなっています。そのため、現在2ヵ所（田場／赤道）で展開しているグループホームの体制を見直し、夜間支援と休日の余暇支援の充実化に加え、体験入居やショートステイを導入できるよう、全体的に再構築するための検討を進めています。さらに、人員体制を手厚くし、グループホーム自体を採算の取れる事業として安定させるために、グループホームの設置数を増やしていくための検討及び準備に取り組みます。

I. 法人理念

想いをかたちに

ともに歩む未来を創る

II. 法人基本方針

1. 私たちは、感謝の心を忘れず、笑顔あふれる環境を大切にします。
2. 私たちは、相手を知り、相手を想い、相手の立場に立ってサービスを提供します。
3. 私たちは、自ら選択して生きる自主性を育みます。
4. 私たちは、互いに支え合う地域づくりを推進します。

III. 今年度の重点目標

1. 安定した経営

- 各サービス、収支バランスの取れた運営となるようにする。
- ・障害特性に合わせた個別支援及び外部機関との連携
 - ・活動内容の充実（外部講師の導入等）
 - ・特色のある活動内容（例：くわの実といえば○○）
 - ・SNSを積極的に活用した広報活動

2. 新たな事業展開

- ・基本相談による利用者（保護者）及び地域ニーズの把握
- ・うるま市内の関係事業所とのネットワーク作り
- ・地域生活をサポートする体制の強化（グループホーム等）
- ・旧あだんの実（うるま市赤道）の活用
- ・社会福祉法人の制度改革に伴う今後の事業展開についての検討

3. 組織体制の強化

- ・役職ごとの役割の明確化（横断的な業務の整理）
- ・同一労働同一賃金に基づいた職務分掌の徹底
- ・大樹会の今後を担う福祉人材の育成
- ・職員が安心して働く職場環境作り

4. 地域づくりと地域貢献

- ・近隣住民との良好な関係構築
- ・自治会活動への参加

IV. 安全管理及び非常災害対策

1. 消防設備、厨房設備、菓子製造機器の機能が十分発揮できるよう設備点検を実施します。
2. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
3. 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

安全管理及び非常対策計画

	事業項目	説明
非常災害対策	総合防災訓練（11月）	地域災害が発生した場合に備え地域指定避難場所への安全な避難ができるように所轄の消防署と連携して実施する
	消防訓練（8月、2月）	消防訓練は、利用者の安全を基本に消火、避難、救出、通報訓練を所轄の消防署と連携して実施する
	消防設備の点検及び整備（4月、10月）	消防設備の点検を実施整備と報告を行う
	施設周辺の安全点検、対策（奇数月）	施設周辺の危険箇所の把握と安全対策を実施する

V. 諸会議

施設運営に関する事項について検討し、各種の連携を図り円滑な運営をする目的で、次の会議を実施します。

会議名	事 項	頻度
二役会議	理事長・施設長による連絡調整会議	毎週月曜日
経営戦略会議	施設長・事務による会議 (経営状況の確認、広報活動の検討実施)	月1回
調整会議	施設長・各サブ管・主任による連絡調整会議	月2回

サービス提供会議 (各サービス)	活動内容の調整、ケース検討等	月1回
合同サービス提供 会議	各種会議報告・利用者のケース検討 ミニワーク等(全職員参加)	月1回
個別支援会議	各利用者のサービス支給決定期間に合わせて実施。個別支援計画の立案等	随時
モニタリング会議	個別支援計画に基づく達成度の評価	随時
マルベリー会議	収支確認、製造・販売等の業務全てに関する連絡調整会議	月1回
工賃査定会議	工賃評価表を基に工賃を査定(B型)	3か月ごと

VI. 環境美化

利用者が安全で健康的に潤いある生活が営めるように、施設敷地内の環境美化整備に努めます。

1. 施設、施設周辺の整備
2. 施設周辺及び花壇などの緑化
3. 周辺の清掃等

VII. 健康管理

1. 感染症予防(毎朝健康状態のチェック、手洗い、うがいの励行)、風邪(インフルエンザ)口腔内の衛生管理、皮膚の清潔、寄生虫の予防に努めます。
2. 食品製造に関わる職員及び利用者の定期検便及び食中毒の予防管理
3. 肥満対策として、利用者・家族の同意を得た上で、昼食時のごはん量の調節を行います。また、その他配慮が必要な利用者に関しては、希望を確認した上で、厨房職員と検討し対応します。

VIII. 年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4		10	大樹の森フェスタ
5	青空マーケット	11	うるみん福祉まつり 総合防災訓練
6	親善球技大会 (ティーボール・グラウンドゴルフ)	12	クリスマス会
7	青空マーケット	1	青空マーケット (成人式)
8	チャリティーポーカリング大会、消防訓練 上平良川夏祭り、展示会	2	消防訓練
9	青空マーケット	3	青空マーケット

IX. 研修等計画（サービス提供会議にて随時ワークを実施）

月	内 容	月	内 容
4		10	
5	監事監査 虐待防止委員会	11	虐待防止委員会
6	理事会 定時評議員会	12	
7	救急救命	1	
8	虐待防止委員会	2	虐待防止委員会
9	法人全体研修（虐待防止等）	3	理事会 定時評議員会 法人全体研修(次年度事業計画)

就労継続支援施設くわの実
(就労継続支援 B型／生活介護)

就労継続支援 B型 (定員 20名)

【基本方針】

1. 働くことを支える生活にも重点をおきサービスを提供します。
2. 利用者の特性を把握した上でニーズを引き出し、利用者一人一人に合った支援を行います。
3. 地域資源の一つとなり、利用者と地域をつなげる拠点となるよう努めます。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者支援に必要なことは、自らすすんで企画・実践する行動力を持った人材となるよう努めます。

【今年度の重点目標】

1. 利用者一人一人に目を向け、利用者の強み（得意）や弱み（苦手）を見つけ、作業や生活に必要な支援を提供します。
2. うるま市より委託された事業（公園管理）及び施設外就労（アパート清掃等）を滞りなく遂行します。
3. 利用者の作業能力を見極め、技術取得（資格）の機会を設けます。
4. 菓子類やアクセサリー等を軸に、地域とつながるイベントに出店／企画・実践します。
5. 敷地内店舗（プレハブ）にて菓子等の販売を行い、地域の方々との交流につなげます。
6. 働いて得た工賃を使って「楽しむ」経験を増やすことで、作業に対するモチベーションを高められるようにします。

生活介護 (定員 20名)

【基本方針】

1. 日常生活を維持・向上できるよう、利用者一人一人の特性に合った支援を提供します。
2. 利用者の意思を育て、発信し、実現できるよう努めます。
3. 地域とつながり、地域と利用者をつなげ、障害に対する理解を深めていただききっかけを作り、誰にでも優しい地域作りに貢献します。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者支援に必要なことは、自らすすんで企画・実践する行動力を持った人材となるよう努めます。

【今年度の重点目標】

1. 利用者一人一人の生活スキルの状況を丁寧に聞き取り、必要な支援を提供します。
2. 定期的なバイタルチェックを行い、心身の状況把握に努めます。また、家族等で対応が難しい場合は、医療機関とも連携し、情報共有を行います。
3. 余暇支援を企画・実践し、様々な人との関わりや経験を増やすことで生活をより豊かにし、自主的な選択・決定ができるように支援します。
4. 創作活動を通して販売物の企画制作を行い、利用者の創作物を価値のあるものにしていきます。
5. 定期的な運動を通して、体力増進を図ります。

グループホームくわの実／あだんの実（共同生活援助）

【基本方針】

1. 個々に必要なサポートを提供することで、安心して地域生活が送れるよう支援します。
2. 地域関係機関・近隣住民との関係作りに努めます。
3. 一人暮らしへのステップアップを推進します。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者に求められる人材であるよう努めます。

【今年度の重点目標】

1. 利用者の生活スキルの習得段階に合わせたサポートを行います。
 - (1) 基本的生活習慣（調理・洗濯・掃除等）の習得状況を確認し、一律の支援とならないようにします。
 - (2) 高齢化・重度化に対応できるよう支援体制を整備します。
2. 地域の中で安心して生活が送れるようにします。
 - (1) 各関係機関（計画相談／他事業所／一般就労先）との連絡調整に努め、一体的にサポートする体制を整備します。
 - (2) 近隣住民の方から理解が得られるよう関係作りに努めます。
3. 自立した生活に向けてサポートを行います。
 - (1) 一人暮らしに向けた気持ちの準備についても、それぞれのペースに合わせて進めます。

4. グループホームに必要な人材の育成と定着を図ります。

- (1) 生活の場所であるグループホームでは、世話人・生活支援員・夜勤対応職員が孤立しやすくなるため、定期的な情報共有とバックアップ施設（就労継続支援施設くわの実）によるサポート体制を構築します。
- (2) 障害者支援に対する知識や理解を深めるための勉強会や定期的なケース検討会議（世話人会議）を実施します。

障がい者生活相談支援センターおおきな木 (指定特定相談)

【基本方針】

- 1. 将来の生活に対する希望を引き出し、利用者主体の計画作成を行います。
- 2. その人らしく地域の中で生活できるように、各関係機関と連携し、必要なサービスが提供されるよう努めます。
- 3. 相談支援専門員は、福祉のプロとして専門性を發揮し、利用者に求められる人材であるよう努めます。

【今年度の重点目標】

- 1. 新規サービス等利用計画及び継続サービス等利用計画の充実
 - (1) ひと月に担当できるケースの件数内で、契約更新及び利用希望に応じた計画作成を行います。
 - (2) 定期的なモニタリングや、個々の相談に応じた聞き取りを行います。
- 2. 基本相談支援の充実
 - (1) 利用者の相談を真摯に受け止め、希望する生活を送ることができるよう、各市町村・基幹相談・委託相談との連携を強化します。
- 3. 相談支援を担う人材の育成に努めます。
 - (1) 一定の実務経験を有する職員の資格取得を推進します。
 - (2) 相談支援の充実を図るため、必要な相談支援専門員及び相談員を配置します。
- 4. 制度や報酬体系について理解を深めます。
 - (1) 利用者が必要とするサービスとマッチングを図るため、各サービスについての基本情報や制度の変更等、情報収集に努めます。
 - (2) 基本報酬に加え、数種類ある加算についても知り、そのための対応を整えることで適切な収入が得られるようにします。